



農業者年金の特徴

No.4

☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

～ 40歳を超えて、政策支援を受けられない方へ、
加入期間が短くても老後の備えは間に合います！ ～
保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります！



農業者年金へは、

- ① 国民年金第1号被保険者で、
(国民年金保険料納付免除者を除く。)
- ② 年間60日以上農業に従事し、
- ③ 60歳未満
の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※ 脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます。

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算 ◆

加入年齢	加入年数		保険料月額 4万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
40歳	20年	男性	62.6万円	104.8万円
		女性	53.5万円	89.6万円
50歳	10年	男性	28.5万円	47.8万円
		女性	24.4万円	40.9万円

(注) この試算は、65歳までの運用利回りが2.07%、65歳以降の予定利率が1.15%となった場合の試算です。
運用利回り2.07%は制度発足以降の11年度間の運用利回りの平均です。
予定利率1.15%は、農林水産省告示(H25. 4. 1施行)により定められている率です。

◆ 保険料控除分の税額(所得税・住民税)試算 ◆

課税対象所得と税率		農業者年金の保険料の支払い額	
課税対象所得	税率	月額4万円 (年額48万円) の場合	月額6万7千円 (年額80万4千円) の場合
195万円以下	15%	7万2千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	9万6千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	14万4千円	24万1千2百円

(注) 保険料支払分で控除される所得税+個人住民税の額の試算です。
保険料支払後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

◆ 農業者年金に加入した場合と未加入の場合の所得税・住民税の比較 ◆

ケース1

課税所得が150万円(税率15%)の場合の税額
農業者年金の保険料月額4万円、年額48万円

- ① 農業者年金に未加入
 $150万円 \times 15\% = 22万5千円$
- ② 農業者年金に加入
 $(150万円 - 48万円) \times 15\% = 15万3千円$

<差額>

$$① - ② = 22万5千円 - 15万3千円 = 7万2千円$$

ケース2

課税所得が300万円(税率20%)の場合の税額
農業者年金の保険料月額6万7千円、年額80万4千円

- ① 農業者年金に未加入
 $300万円 \times 20\% = 60万円$
- ② 農業者年金に加入
 $(300万円 - 80万4千円) \times 20\% = 43万9千2百円$

<差額>

$$① - ② = 60万円 - 43万9千2百円 = 16万8百円$$



さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 (相談員)

TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

ホームページアドレス <http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索